



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年4月7日(火) 第10386号

目次

| | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○土壌汚染対策法による区域の指定の解除(環境保全課) | 2 |
| ○同 | 2 |
| ○解除予定保安林(森林保全課) | 2 |
| ○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課) | 3 |
| ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水環境課) | 3 |
| ○同 | 3 |
| ○同 | 4 |
| ○同 | 4 |
| 公 告 | |
| ○開発工事の完了(建築課) | 5 |
| 入 札 公 告 | |
| ○一般競争入札の実施(警察本部会計課) | 5 |
| 落 札 | |
| ○落札者等の決定(警察本部会計課) | 8 |

■ 告 示

◎群馬県告示第120号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和7年群馬県告示第71号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和8年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 館林市大新田町字南蓮河原25番の一部、25番地先道路の一部、30番2の一部、30番2地先道路の一部、31番1の一部、61番2地先道路の一部、61番2地先水路の一部、宇稻荷木329番の一部、329番地先水路の一部、346番の一部、358番の一部、373番1の一部、373番1地先道路の一部、373番1地先水路の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第121号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和7年群馬県告示第72号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和8年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 館林市大新田町字南蓮河原16番1の一部、16番1地先道路の一部、37番の一部、37番地先水路の一部、45番2の一部、46番1の一部、46番2の一部、宇稻荷木259番1の一部、261番2の一部、261番2地先道路の一部、262番1の一部、下早川田町字北蓮河原321番3地先道路の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡南牧村大字大塩沢字大向1211の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第123号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、高崎都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画道路 3・4・18号 高崎前橋線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市江木町地内及び芝塚町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課

◎群馬県告示第124号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、藤岡都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 藤岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 藤岡都市計画下水道事業 藤岡公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年2月19日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 汚水
 - ア 収用の部分 なし
 - イ 使用の部分 昭和55年群馬県告示第99号、昭和60年群馬県告示第278号、昭和61年群馬県告示第812号、平成3年群馬県告示第354号、平成5年群馬県告示第302号、平成10年群馬県告示第160号、平成16年群馬県告示第464号、平成22年群馬県告示第126号、平成23年群馬県告示第124号、平成28年群馬県告示第144号、令和3年群馬県告示第143号及び令和5年群馬県告示第240号の事業地を次のとおり変更する。

大字岡之郷字高木の一部を追加し、大字岡之郷字戸崎を変更する。
 - (2) 雨水
 - ア 収用の部分 なし
 - イ 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第125号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、富岡都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 富岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 富岡都市計画下水道事業 富岡公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和58年9月16日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 汚水
 - ア 収用の部分 なし
 - イ 使用の部分 変更なし
 - (2) 雨水
 - ア 収用の部分 なし
 - イ 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第126号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、安中都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 安中市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 安中都市計画下水道事業 安中公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和62年1月6日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 汚水
 - ア 収用の部分 なし
 - イ 使用の部分 変更なし
 - (2) 雨水
 - ア 収用の部分 なし
 - イ 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第127号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、みなかみ都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 みなかみ町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 みなかみ都市計画下水道事業 みなかみ公共下水道

3 事業施行期間 昭和54年3月20日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 なし

(2) 使用の部分 変更なし

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年4月7日

群馬県知事 山 本 一 太

| 番号 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----|--|---|
| 1 | 吾妻郡草津町大字草津字白根464-8、464-9の一部、464-11、464-382、464-690、464-1556、464-1558、464-1561、464-1562、464-1563、464-1564、字西ノ河原甲514-2、514-4、514-10（第2工区：吾妻郡草津町大字草津字白根464-9の一部、464-1556、464-1558、464-1562、464-1564、字西ノ河原甲514-2、514-4、514-10） | 群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根464番地690 株式会社天狗山リゾート開発 代表取締役 十川隆 群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根464番地690 株式会社HRK 代表取締役 的場健生 |

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和8年4月7日

群馬県警察本部長 丸 山 潤

1 調達内容

(1) 入札件名及び数量 交通管制センター上位装置賃借等 一式

(2) 入札件名の特質等 入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃借期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

(4) 履行場所 群馬県警察交通管制センターほか（詳細は、仕様書のとおり）

(5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者又は公告の日現在で資格者名簿に登載されていないが、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び規則第190条の2の規定により令和8年4月21日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年5月12日（火）午後5時までに資格者名簿への登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係にその旨の連絡をした者のうち、次に掲げる条件を満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 本件と同種の業務について国又は地方公共団体との間で実績がある者であること。

また、本調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理及び部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。

- (7) 休日、夜間等におけるシステム障害に対応できる十分な体制を整えられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110（内線2214～2216）

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和8年4月7日（火）から同月21日（火）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)の場所において交付する。

- (3) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関して群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和8年5月18日（月）までに入札参加資格確認結果通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限

(ア) 情報システム・機器・役務等の調達に係る調達内容リスト 令和8年4月21日（火）午後5時まで

(イ) 入札参加資格確認申請書 令和8年5月12日（火）午後5時まで

受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。詳細にあっては、入札説明書による。

イ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、

封筒に「情報システム・機器・役務等の調達に係る調達内容リスト在中」又は「交通管制センター上位装置賃借等入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年5月27日(水)午前10時00分 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月26日(火)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「交通管制センター上位装置賃借等入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 本件入札は、低入札価格調査制度を適用する一般競争入札とし、入札を行った者のうち、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつすべての入札が調査基準価格以上の価格であった場合は、最低価格入札者を落札者とする。

調査基準価格を下回る入札があった場合は、落札を保留し、当該契約の内容に適合した履行がなされるか否か、また、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあった著しく不適正であると認められるか否かを調査した上で、落札者を決定することとする。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の調査に協力すること。

上記の場合の落札者の決定結果については、落札者及び入札参加者に対して文書で通知する。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: MARUYAMA Jun, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Leasing for traffic control system (central unit) of Traffic Control Center, 1set
- (3) Lease period: From March 1, 2027 through February 29, 2032
- (4) Delivery place: Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, etc.
- (5) Time-limit for tender: May 27, 2026 at 10:00 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than May 26, 2026 at 5:00 p.m.)
- (6) Contact point for the notice: Finance Division, Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110(ext.2214 to 2216) (Japanese language only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年4月7日

群馬県警察本部長 丸山 潤

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 警察WAN保守委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社両毛システムズ 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
- 5 落札金額 37,488,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和8年2月3日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
